

民間の犯罪被害者支援団体の役割について思うこと

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

公益社団法人にいがた被害者支援センター理事 中曽根 えり子

犯罪被害者民間支援30年・犯罪被害給付制度及び犯罪被害救援基金40年を迎えるにあたり、ここまで日本の被害者支援を急速に発展させてこられた多くの先達の方々に対して感謝申し上げます。そして、現在もそれぞれのお立場で被害者支援活動をしていらっしゃる皆様に感謝しながら、遺族として、支援させていただく者として、日頃感じていることを書かせていただきます。

I. 交通犯罪被害者となって…

「奨くんが亡くなりなったって・・・奨くんが亡くなりなったって、早く来て！」

電話の向こうから、思いもかけない言葉が聞こえてきました。聞き間違いではないかと思ひ確認しようとしたのですが、電話はガチャんと切れてしまいました。いよいよもない不安が押し寄せてきましたが、反対に、悪い冗談なのではないか、と思ひ直す自分もいました。しかし、冗談にしてはきつすぎます。私は場所も聞きませんでした。急いで車を走らせました。平成11年4月15日、当時小学校2年生だった息子（奨）が、スピード違反と過積載の大型トラックに轢かれ即死しました。この日から私たち家族の人生は一変しました。

事故現場での息子の姿、警察の霊安室で白い布をかけられて寝かされている息子の姿は今でも目に焼き付いて離れることはありません。反面、その事故のあと自分がどのように過ごしていたのか、記憶が全くない部分もあります。通夜、葬儀と行いましたが、何が何だかわからないままに終わり、どういう事故だったのか、加害者は誰なのか、どういう処罰を受けるのか、何もわからないままに日が過ぎていきました。ようやく警察からの説明を受けると、息子の突然の「死」の原因をつくった加害者への憎悪がわいて来ましたが、同時に、息子を守ってやれなかった自分を責めました。現実感がなく、息子が亡くなったことを受け入れられない、信じられない自分もいました。子どもたちの笑い声がたえなかった平凡で平和な生活から、一転して暗い会話のない日々となりました。遺された子ども達と向き合うことができず、家事・育児もまともにできなかつたと思います。当然、家族旅行や誕生日、クリスマス等のイベント事など楽しめないし、あの日から家族写真を撮ることに抵抗があり、20年以上経った今でも家族全員で撮ることはできていません。時間が止まった感覚になり、周囲が何事もなかったように動いていることが不思議で、孤立感、孤独感を感じているのですが、もう一生楽しい生活を送ることのできない息子のことを考えると、自分はこのままでいい、このまま息絶えていくのがいいとすら感じる毎日でした。

II. 民間の犯罪被害者支援団体との出会い

この日常生活もままならない中で、刑事的な手続もしなければならぬ訳ですが、加害者は当然処罰され刑務所に入ると思っていました。普段は接する機会のほとんどない警察、検察、弁護士、裁判（所）と関わることとなり、更に精神的負担が加わりました。そんな中で、当時は交通事故（事件）は業務上過失致死傷罪で、初犯であれば執行猶予がつくことがわかり、加害者が人を轢き殺しておきながら刑務所にも入らず普通の生活ができるという国の法律や制度、つまり交通犯罪の量刑の軽さを思い知らされ失望するばかりでした。

当時新潟県には、民間の犯罪被害者支援団体はまだありませんでした。たまたま新聞の記事で「全国交通事故遺族の会」を知り、井出涉ご夫妻と出会い、刑事的な手続に関するアドバイスを受けて、犯罪被害者遺族であれば誰でも感じるであろう心の変化、生活の変化等について心理教育を受けました。会は東京でしたので常に参加することはできませんでしたが、電話をするといつも寄り添って話を聴いてくださいました。また、井出涉ご夫妻から紹介され、富山で大久保恵美子ご夫妻が開かれていた自助グループ「小さな家」にも参加し、何をしても息子が帰ってこないむなしさは感じつつも、他のご遺族が話されることを聞くことによって、息子のために泣き寝入りはしないで親として後悔しないようにできるだけのことをしようと心に決めたのでした。

III. 民間の犯罪被害者支援団体の役割について

その後、大久保恵美子氏が新潟県の被害者支援連絡協議会の講演にこられ、新潟県警犯罪被害者支援室（当時は新潟県警犯罪被害者対策室）の方を紹介していただいたことにより、新潟県の民間の被害者支援団体の設立に関わらせていただくこととなり、もうすぐ設立15周年を迎える「公益社団法人にいがた被害者支援センター」で、現在も支援活動をしています。最初の3年間は、全員が無償のボランティアで活動していたNPO法人でしたが、新潟県警や被害者支援連絡協議会等の皆様のおかげで公益社団法人、公安委員会指定の早期援助団体となり、共に活動している支援活動員の皆さんの誠実さと努力で、犯罪被害者や家族・遺族等（以下、犯罪被害者等という）の了解のもと、早期から中長期的な支援まで行える組織となってきました。それでもまだまだ財政基盤の脆弱さと人材不足は課題として残っていますが。

自分の経験から、被害者等は被害直後から適切な支援を受けることができれば、被害に遭ったことと向き合い、仕方なくでも受け入れ、自分の力で人生を再構築していくことができるようになると思います。当時の私の場合で言えば、前述のように、全国交通事故遺族の会から、警察や検察とのかかわり方、弁護士を選んだり、裁判の仕方、さらには心理教育、自助グループを紹介してもらうなど様々な情報をいただいたことにより、自分たち遺族が今後どのように考えて行動していけばよいかを決めるにあたり、非常に助かったし心強かったです。全国交通事故遺族の会は発展的解散をしましたが、現在は全国にできています民間の被害者支援団体がこのような役割を果たしていると思います。つまり、直接的支援（警察や検察、裁判所等への

付き添い支援等)活動はもちろんですが、情報を提供し、被害者のニーズを明らかにし、ニーズに応えるための様々な社会資源である関係機関や専門家等と顔の見える関係を築きながら、コーディネーター的な役割を務め、被害者等が円滑に支援を受けられるように連携していくことが重要であると考えます。また、被害者等の意思決定を尊重し、エンパワメントを引き出していくことが被害者等と信頼関係を築いていくことになることは言うまでもありません。

井出ご夫妻と大久保恵美子氏(夫妻)との出会いがなければ、不幸にして犯罪被害に遭われた方たちへの支援活動をさせていただくことはなかったと思います。これからも民間の犯罪被害者支援団体の柔軟性を活かしながら、被害者を中心に考える視点を忘れず、細々ではありますが、真摯にもう少しの間被害者支援活動に取り組んでいきたいと思ひます。